（別記様式第1号）

令和 　年度 収益納付に係る報告書

法人名（団体名）：

１．補助事業に係る収益額の算出

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業に係る売上額(A) | 売上額(A)を得るのに要した額のうち、補助対象経費以外の額(B) | 補助事業に係る収益額(C)=(A)－(B) |
|  |  |  |

【記載注意事項】

(1)「補助事業に係る売上額(A)」は、事業実施期間内に補助事業実施により東京産農産物を販売すること等による売上額をいう。

(2)「売上額(A)を得るのに要した額のうち、補助対象経費以外の額(B)」は、仕入の購入代金・輸送料、販売管理費等をいう。明確に区分できない経費については、合理的な按分方法により算出する。

(3) 「補助事業に係る収益額(C)」がゼロまたはマイナスの場合にはゼロと記載する。

２．収益納付額の算出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金額(D) | 補助対象経費(E) | 控除額(F) | 納付額(G) |
|  |  |  |  |

【記載注意事項】

(1)「補助金額(D)」は、交付要綱第１２の実績報告書（別記様式第９号）の「３経費の内訳」の「都補助金」の合計をいう。

(2)「補助対象経費(E)」は、交付要綱第１２の実績報告書（別記様式第９号）の「３経費の内訳」の「補助対象経費（税抜）」の合計をいう。

(3)「控除額(F)」は、「補助事業対象経費(E)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額をいう。交付要綱第１２の実績報告書（別記様式第９号）の「３経費の内訳」の「事業実施主体」の合計と同じ。

(4)「納付額(G)」＝（「補助事業に係る収益額(C)」－「控除額(F)」）

×（「補助金額(D)」／「補助対象経費(E)」）　＊納付額は円未満切上げ

(5)収益納付がある場合には、「補助金額(D)」から「納付額(G)」が減額されます。交付要綱第１２の実績報告書（別記様式第９号）の「４収支」の「（１）収入の部」の「東京都補助金」の精算額の欄に減額した後の額を記入する。

（注）補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。